**産廃特措法失効後の安全性の確保に向けた取組への財政支援について**

**近畿ブロック知事会**

**令和３年(2021年)６月**

**産廃特措法失効後の安全性の確保に向けた取組への財政支援について**

不適正に処分された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去事業は、周辺住民の健康の保護、生活環境の保全はもとより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭し、循環型社会の形成に資するものであり、環境政策における全国的かつ重要な課題として、国と地方公共団体が協力して取り組むべきものである。

この観点から、平成10年６月17日より前に不適正な処分が行われた事案について、支障の除去等をできるだけ早期に完了させるため、平成15年に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）が平成24年度末までの時限立法として制定され、平成24年の改正により期限が令和４年度末まで延長された。

都道府県等においては、産廃特措法に基づく基本方針に即した実施計画について、環境大臣の同意を得て、国の財政支援のもと支障除去等事業を計画的かつ着実に進めている。

一方で、廃棄物を残置する工法により事業を実施した場合には、事業の終了後も、残置される廃棄物が周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有するため、生活環境保全上の支障が再発しないよう、各事案の実情に応じた、地域住民の安全性の確保に向けた取組（モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等）が不可欠であるが、産廃特措法が失効する令和５年度以降は、国の財政支援がなくなり、都道府県等の財政負担が大きくなる。

支障除去等事業の費用負担については、産業廃棄物が都道府県の区域を超えて広域的に処理されていることを踏まえ、公平性の観点から事業を実施する都道府県等が全額負担するのではなく、産廃特措法に基づき国による財政支援が行われている。支障除去等事業終了後の安全確保に向けた取組についても、公平性の観点から同様に国による財政支援がなされるべきである。

また、平成24年の産廃特措法の改正に際しては、衆議院環境委員会で「特定支障除去等事業として全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」との附帯決議がなされているところであり、国においては、都道府県等のモニタリング等の取組を踏まえた財政支援制度について、早急に検討し示されたい。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

産廃特措法に基づく特定支障除去等事業について、同法の失効後も引き続き必要となる「残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保」に向けた取組（モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等）の費用について、財政支援制度を創設すること。

令和３年６月

　　　　　　　　　　　　　　　　　近畿ブロック知事会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福井県知事　　杉　本　達　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県知事　　鈴　木　英　敬

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県知事　　三日月　大　造

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都府知事　　西　脇　隆　俊

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　吉　村　洋　文

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県知事　　井　戸　敏　三

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奈良県知事　　荒　井　正　吾

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県知事　　平　井　伸　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　徳島県知事　　飯　泉　嘉　門